

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

「横浜市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業（3%賃上げ助成）」
に係る実績報告について（依頼）

日頃から、本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

令和 4 年 2～9 月に実施した標記の事業について、助成を受け賃金改善を実施した施設におかれましては、実績報告書を提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 提出書類

- (1) 電子申請・届出システムで提出いただくもの
横浜市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実績報告書（第 3 号様式、別添 1～2）
- (2) 郵送で提出いただくもの
ア 賃金改善確認書（第 3 号様式別添 3）
イ 賃金改善を実施した職員一人分の賃金台帳等（3%賃上げ助成を実施したことがわかる書類）
（例）令和 4 年 1 月と 9 月の賃金台帳等（事業実施前と事業実施後の状況が分かるもの）

2 提出先および提出期限

実績報告書 （第 3 号様式、別添 1～2）	電子申請・届出システム	令和 4 年 11 月 30 日（水） 〆切
・賃金改善確認書 （第 3 号様式別添 3） ・職員一人分の賃金台帳等	〒231-0015 横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル 9 階 こども青少年局保育・教育給付課 3%賃上げ助成担当 宛	

3 データ作成方法について

様式等の各種データは、市ウェブサイト（下記 URL）よりダウンロードをお願いいたします。作成にあたっては、同じページに掲載している「3%賃上げ助成」の報告手続きについて、「記入見本」、「報告書提出前チェックリスト」を必ず参照してください。

横浜市 3%賃上げ助成	検索
-------------	----

- 横浜市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業～3%賃上げ助成～について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/3chinagejyosei.html>

【裏面もご確認ください】

4 お問い合わせ先

<データの作成方法について>

横浜市給付事務に関するコールセンター

045-550-5602

平日 10 時 00 分から 16 時 00 分

令和 4 年 11 月 7 日から令和 4 年 12 月 28 日

<電子申請・届出システムの操作方法について>

電子申請・届出システムサポートセンター

0120-329-478

平日 9 時 00 分から 17 時 00 分

5 送付書類

- (1) 「横浜市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業（3%賃上げ助成）」に係る実績報告について（依頼）
- (2) 横浜市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業（3%賃上げ助成）における補助実績額について（参考）

【担当】 こども青少年局保育・教育給付課

3%賃上げ助成担当

TEL：045-671-0202

045-671-0204

※電話番号のかけ間違いにご注意ください。